

LP協会保安第23～47号
平成23年10月11日

都道府県協会 御中
企業会員 各位

(社)エルピーガス協会

危険物運搬車両に対する指導取締りの実施について
(お願い)

標記について、経産省保安課長より別添のとおり、通知がありました。

つきましては、全国一斉の指導取締りが平成23年11月1日から11月30日の1カ月間実施されるとのことですので、都道府県協会は会員に対し、また、企業会員は関係者に対し、法令違反車両が運行することのないよう周知徹底方よろしくお願いいたします。

以上
発信手段：Eメール
保安部：内倉、瀬谷

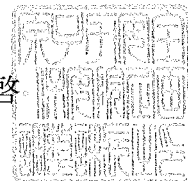
別 添

経済産業省

23原企課第76号
平成23年9月30日

社団法人エルピーガス協会
会長 川本 宜彦 殿

経済産業省原子力安全・保安院企画調整課長 片山 啓



経済産業省原子力安全・保安院保安課長 表 尚志

危険物運搬車両に対する指導取締りの実施について

上記の件について、原子力安全・保安院は、別添（NISA-251c-11-10及びNISA-261c-11-2）のとおり、高圧ガス又は火薬類に係る関係団体に対して通知することとしました。

つきましては、貴団体に対しましても、別添の内容について連絡します。

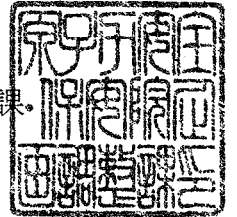


経済産業省

23原企課第76号
平成23年9月30日

危険物運搬車両に対する指導取締りの実施について

経済産業省原子力安全・保安院企画調整課



経済産業省原子力安全・保安院保安課

NISA-251c-11-10

NISA-261c-11-2

平成23年9月9日付け警察庁丁保発第170号をもって、警察庁生活安全局保安課長から、別添1のとおり、危険物運搬車両に対する指導取締りを各都道府県警察において実施するに当たっての協力依頼がありました。

これを受けて、原子力安全・保安院は、別添2（NISA-251c-11-9及びNISA-261c-11-1）のとおり、各産業保安監督部長及び支部長（那覇産業保安監督事務所長を含む。）並びに各都道府県の高圧ガス保安・火薬類取締担当部長等宛て連絡しましたのでお知らせします。

また、高圧ガス又は火薬類に係る関係団体においては、法令違反車両が運行することのないよう、会員に対する指導の徹底をお願いします。



警察庁丁保発第170号

平成23年9月9日

経済産業省原子力安全・保安院保安課長 殿

警察庁生活安全局保安課長



危険物運搬車両に対する指導取締りの実施について（依頼）

危険物運搬車両に対する指導取締りについては、平素から積極的な取組みがなされているところでありますが、一たび、危険物運搬車両による事故が発生すれば、国民の生命、身体及び財産に重大な危害を及ぼすおそれがあるほか、交通遮断による経済活動の麻痺等社会生活に多大な影響を及ぼすこととなります。

そこで、危険物運搬車両による事故の未然防止と危険物取扱者の遵法意識の高揚を図るため、下記のとおり全国一斉の危険物運搬車両に対する指導取締りを実施することとしたので、貴職におかれましても、趣旨御了知のうえ、格別の協力を賜りたく依頼いたします。

記

1 実施期間

平成23年11月1日から11月30日までの1か月間

2 重点対象

消防危険物、高圧ガス、毒劇物、火薬類及び届出対象病原体等を運搬している車両

3 指導取締りの重点

- (1) 危険物運搬上の保安基準違反に対する指導取締り
- (2) 車両の安全運行に関する道路交通法等違反に対する指導取締り
- (3) 車両通行道路の制限違反に対する指導取締り
- (4) イエローカード携帯の指導

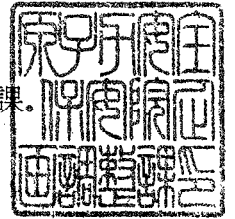
経済産業省

23原企課第76号

平成23年9月30日

危険物運搬車両に対する指導取締りの実施について

経済産業省原子力安全・保安院企画調整課



経済産業省原子力安全・保安院保安課

NISA-251c-11-9

NISA-261c-11-1

平成23年9月9日付け警察庁丁保発第170号をもって、警察庁生活安全局保安課長から、別添のとおり、危険物運搬車両に対する指導取締りを各都道府県警察において実施するに当たっての協力依頼がありました。

高圧ガス又は火薬類の運搬に関する取締りにについては、各産業保安監督部及び支部（那覇産業保安監督事務所を含む。）並びに各都道府県の高圧ガス保安・火薬類取締担当部局と各都道府県警察との間で十分連絡・協議を行い、実効ある取締りが実施されるよう依頼することとします。